

令和4年度 第3回門真市男女共同参画審議会 議事録

開催日時	令和4年10月3日(月) 午後1時～午後2時30分
会場	門真市役所 本館2階 大会議室
出席者	【会長】山本 委員 【副会長】西岡 委員 【委員】岩井 委員 大倉 委員 品川 委員 白土 委員 土川 委員 中道 委員 三村 委員 宮本 委員
欠席者	【委員】川西 委員 木下 委員 酒井 委員 畑 委員 萬田 委員
事務局	水野 市民文化部部長 山 市民文化部次長 黒木 人権市民相談課課長 清水（由加里） 人権市民相談課課長補佐 清水（智覚） 人権市民相談課主査
議題	1 議 事 第3次かどま男女共同参画プランの策定について
資料	1 審議会座席表 2 門真市男女共同参画審議会委員名簿 3 第3次かどま男女共同参画プラン（素案）第3章 抜粋

事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまより門真市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます市民文化部人権市民相談課の黒木と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

まず、前回8月3日に予定しておりました当審議会、また、今回の審議会に関しまして、急遽のご連絡となりましたこと、大変申し訳ありませんでした。

お詫び申し上げます。

それでは、会議を始めます前に、マイクの使い方をご説明させていただきます。

議事録作成の関係上、発言される前には必ずマイクの電源を入れて頂くようお願いいたします。

ボタンを押していただきますとオレンジ色に光り、オンの状態になります。光っていることを確認されてから、ご発言頂きますようお願いいたします。

別の方が発言されている最中にボタンを押されますと、先に発言されていた方のマイクがオフになってしまいますので、ご注意願います。

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただくにあたり、当審議会委員の交代についてご報告をいたします。

門真市母子寡婦福祉会副会長 内村 妙子 委員に代わり、同会長 土川 好子 委員が就任いたしております。

事務局

それでは、改めて皆様のご紹介をさせていただきます。

パナソニック株式会社 エンployeeサクセスセンターグループ 人事戦略デザイン

室 人事戦略課の 岩井 友 委員でございます。

市民代表の 大倉 史朗 委員でございます。

門真エイフボランティアネットワーク会長の 品川 幸子 委員でございます。

門真市人権協会会長の 白土 清治 委員でございます。

門真市母子寡婦福祉会会長の 土川 好子 委員でございます。

弁護士の 中道 秀樹 委員でございます。

大阪国際大学 人間科学部教授の 西岡 敦子 委員でございます。

門真市男女平等教育推進委員会会長の 三村 泰久 委員でございます。

NPO法人 心のサポート・ステーション代表理事の宮本 由起代 委員でございます。

追手門学院大学 地域創造学部学部長・地域創造学部教授 山本 博史 委員でございます。

なお本日、川西委員、木下委員、酒井委員、畑委員、萬田委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

市民文化部長の水野でございます。

市民文化部次長の山でございます。

人権市民相談課 課長補佐の清水 由加里でございます。

人権市民相談課 清水 智覚でございます。

私、人権市民相談課の黒木でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今回も今年度より、かどま男女共同参画プラン改定に係る支援事業者として株式会社 地域社会研究所から2名を同席させていただいております。

以上でございます。

本日の審議会につきましては、15名中10名のご出席をいただき、出席者が過半数に達

しておりますので、門真市男女共同参画推進条例施行規則第13条第2項の規定に基づきまして、当審議会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料について確認をお願いいたします。

まず、

資料1 「審議会座席表」

資料2 「審議会委員名簿」

資料3 「第3次かどま男女共同参画プラン（素案）第3章 抜粋」

となっております。

不足の資料がございましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

なお、今年度の本審議会は原則公開とし、必要がある場合のみ非公開となっておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。

以降の議事進行につきましては、門真市男女共同参画推進条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、会長が議長となりますので会長をお願いしたいと思います。

山本会長、どうぞよろしく申し上げます。

議長

それでは、会議次第に従い進めてまいりたいと思います。

続きまして、議事案件「第3次かどま男女共同参画プラン」の策定について事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、前回の男女共同参画審議会以降の第3次プラン策定にかかる経過についてご報告いたします。

5月に同審議会を開催し、第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査「10年間

振り返りシート（まとめ）」の内容について説明を行い、委員の皆様から貴重なご意見を頂いた後、6月に男女共同参画社会推進本部幹事会の下部組織であるワーキンググループ会議を開催し、また7月には男女共同参画社会推進本部幹事会を開催し、第3次プランの案について、基本目標や施策内容についての意見をいただきました。

同審議会やワーキンググループ会議、幹事会でいただいた意見をはじめ、進捗状況調査シート、一昨年に行った市民意識調査結果等を踏まえ、第2次プランをベースにした第3次プランの素案を今回作成いたしております。

まず、ワーキンググループ会議及び幹事会での意見や会議終了後委員から頂いた意見を抜粋して紹介させていただきます。

①ワーキンググループ会議、幹事会から「第2次プランでは市民、地域、事業者の役割が明記されていたが、第3次プランでは踏襲するのか。」とのご意見をいただきました。

②ワーキンググループ会議から「第2次プランでは、目標値を設定する取組内容がいくつか挙げられていましたが、今後も続けていくのか。」とのご意見いただきました。

③ワーキンググループ会議から「新しいプランについては、小学校や中学校の授業で使うことができる概要版を作成するのか。」とのご意見いただきました。

以上です。

今回の審議会では、このような意見を踏まえまして本プランの根幹の部分であります第3章の「プランの基本方針」について、重点的にご意見を賜りたいと考えております。

説明につきましても、第3章を中心に進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今後、記載情報の入れ替えや表現方法の変更も検討しております。

お気づきの点がございましたら、ご指摘いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に移らせていただきます。

資料3「第3次かどま男女共同参画プラン（素案）第3章 抜粋」をご覧ください。

全体の構成を確認していただくために、ページをめくっていただき、目次の内容をご説明させていただきます。

まず、第1章ではプランの策定にあたって、1-1で男女共同参画をめぐる社会の動向及び女性活躍を取り巻く状況として、世界、国、大阪府、門真市のそれぞれの動向の記述を順次、進めております。

次に、1-2で門真市の現状、第2次男女共同参画プランにおける取り組みと成果を説明しております。

次に、第2章では、プランの基本的考え方として、

2-1 めざす姿

2-2 基本理念

2-3 基本姿勢

2-4 プランの位置づけ

2-5 プランの期間

としております。

第3章では、プランの基本方針として、

3-1 施策の体系

3-2 施策の基本的方向

として、基本目標1、次のページでございますが、基本目標2、3、4

3-3 プランの推進、資料編

以上の構成で進めております。

まず、第3次プランの基本的な考え方といたしましては、

第2次プランのめざす姿である『いきいきと男女がともに輝く男女共同参画都市』に基づく施策の基本的な方向性は継承しつつ、国の「第5次男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえるとともに、平成27年の女性活躍推進法制定や社会情勢の変化、SDGsの視点を踏まえた取り組み、コロナの影響による新たな生活様式に対応した取り組み等を加えております。

20ページをご覧ください。

「第3章 プランの基本方針」をご説明させていただきます。

まず、3-1 施策の体系でございます。

これにつきましては、施策を図にしてお示ししております。

男女共同参画社会の実現に向けて門真市では、4つの「基本目標」を設定し、その基本目標ごとに複数の「方針」を設定し、さらに、その方針ごとに複数の「施策」をそれぞれ設定しており第2次プランの体系を継承しております。

まず、基本目標1及び2をまとめてご説明させていただきます。

基本目標1は、「あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進」でございます。

第2次プランでは、基本目標2及び基本目標3に設定していましたが、国の「第5次男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」、平成27年の女性活躍推進法制定を踏まえ、本市の第3次プランでは、女性の活躍推進を第1に掲げ、基本目標1にすべて集約しております。

次に、基本目標2は、「男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発」でございます。

第2次プランでは、基本目標1及び基本目標2に設定していたものを第3次プランでは、文言を一部変更し基本目標2に集約しております。

21ページをご覧ください。

基本目標3は、「すべての人が安心して暮らせる環境の整備」でございます。

第2次プランでは、基本目標4に設定していたものを、第3次プランでは文言を一部変更し、基本目標3に設定しております。

基本目標4は、「あらゆる暴力の根絶と被害者支援」でございます。

第2次プランでは、基本目標1の方針3で設定しておりましたが、昨今のDV防止法の度重なる改正により、重視する必要性があることから本市の第3次プランでは、基本目標に変更しております。

基本目標ごとの方針と施策について、次ページよりご説明いたします。

22ページをご覧ください。

3-2 施策の基本的方向でございます。

まず、基本目標1の「あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進」でございます。

ここでは女性活躍推進法に関する記述を新たに設け、これに基づく取り組みを追加することで第3次プランが本市の「女性活躍推進計画」を包含する構成となっております。

ページ中段あたりの「目標値を設定する取り組み内容」につきましては、第2次プランの内容を第3次プランに継承していく予定でございます。

基本目標1では、方針を4つ設定しております。

23ページをご覧ください。

まず、「方針1 政策方針決定過程への女性の参画拡大」でございます。

現状と課題につきましては、令和2年度の市民意識調査によると、市の政策への女性意見の反映状況については、「十分に反映されている、ある程度反映されている」の回答が前回の平成23年度調査より低くなっています。

24ページをご覧ください。

市の政策への女性意見の反映のために必要なことについては、「女性の意見を政策に反映することの大切さを広く啓発する」が最も高い結果が出ており、啓発の重要性が求められています。

25ページをご覧ください。

門真市職員の管理職の女性比率の推移でございます。

第1次プラン策定時の平成14年度調査では管理職の割合が1.1%、

第2次プラン策定時の平成23年度調査では7.9%、

最新の令和3年度では18.3%となっており、女性管理職職員の比率は年々増加してい

るものの管理職の比率はまだ低い状況にあります。

26ページをご覧ください。

「施策1 審議会等委員への女性の参画促進」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を掲載しております。

これについては、第2次プランの取り組み内容を継承するものです。

また、ページ下段の【市民、地域、事業者の皆さんができること】につきましては、第2次プランでは【市民、地域、事業者の役割】と表記していたものを、第3次プランでは【市民、地域、事業者の皆さんができること】と表記と内容を一部変更しております。

27ページをご覧ください。

施策2 女性職員・女性教職員の登用促進でございます。

【市の役割】として、職員研修の充実、男女共同参画の視点に立った職務配置、小学校、中学校における女性管理職の任用の取り組み内容を2つ記載しております。

28ページをご覧ください。

「方針2 ワーク・ライフ・バランスの理解と促進」でございます。

現状と課題につきましては、令和2年度の市民意識調査によると、仕事と家庭生活、地域・個人生活の希望の優先度を性別で比較すると、多くが家庭生活を優先したいと回答していましたが、29ページを見ていただくと、実際の優先度は、女性の40歳から59歳までの壮年層以外、すべて仕事を優先している結果が出ております。

30ページをご覧ください。

ページ下段の事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実施についてですが、52.7%の事業所が実施しており、平成23年度調査と比較すると、8.9%上昇しています。

31ページをご覧ください。

方針2については、施策を2つ設定しており、一つ目は、「施策3 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を2つ記載しております。

ワーク・ライフ・バランスの啓発やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働時間の短縮に向けた啓発です。

32ページをご覧ください。

「施策4 仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備」でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

育児介護制度の普及啓発や事業者に対する男性の育児休業、介護休業取得に向けた働きかけを記載しております。

33ページをご覧ください。

「方針3 女性の就業支援」でございます。

現状と課題につきましては、令和2年度の市民意識調査によると、女性が働き続けるために必要なことについては、前回の平成23年度調査と比較すると若干減っているものの、育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりの推進が依然として求められています。

また、大阪府の調査と比較すると、本市では、育児や介護のための施設やサービスの充実、家事や育児、介護等への男性の参加の割合が低い結果が出ています。

34ページをご覧ください。

方針3については、施策を1つ設定しており、「施策5 多様な働き方への支援の推進」でございますが、【市の役割】として、取り組み内容については、女性の起業や経営、再雇用などの支援について2つ記載しております。

35ページをご覧ください。

「方針4 女性の活躍推進」でございます。

現状と課題につきましては、令和2年度の市民意識調査によると、職場において男女格差を感じることに付いては、⑤管理職への登用、④昇進、昇格、②賃金などが、依然として男性の方が優遇されているとの回答が高くなっています。

36ページをご覧ください。

また、男女の対等な就労促進に必要なことについては、結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気を作るが最も多く、次いで賃金・昇給の男女格差をなくす、などが高くなっています。

37ページをご覧ください。

方針4については、施策を1つ設定しており、「施策6 就労の場における女性の活躍推進」でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を5つ記載しております。

市民や事業者に対し、男女雇用機会均等法や労働関係法令、制度に関する啓発、企業におけるポジティブアクションの促進などです。

38ページをご覧ください。

基本目標2「男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発」でございます。

第2次プランでは、基本目標1に、「誰もが認め合い、共感できる男女共同参画を進めましょう」としておりましたが、第3次プランでは、基本目標2とし、表現を一部変更しております。

男女共同参画に対して、第2次プラン策定時に比べ、認知度は進んできておりますが、今後さらに広報周知、啓発が求められているため表現を変更しております。

39ページをご覧ください。

「方針1 広報・啓発・情報収集による理解の促進」でございます。

現状と課題につきましては、令和2年度の市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、男性が優遇されている、どちらかといえば男性が優遇されている、が多くを占めており、家庭、地域、職場、学校、政治など、あらゆる場面において男女共同参

画の視点での見直しが求められています。

40ページをご覧ください。

固定的性別役割分担意識についてですが、「男は仕事、女は家庭」という意識に対し、多くはそうは思わないという回答結果が出ています。

41ページをご覧ください。

男女共同参画推進条例、及び、かどま男女共同参画プランの認知状況についてでございますが、内容もよく知っているが低く、知らなかったが高いといった結果が出ております。

事業所においては、知っているが43.6%で、平成23年度調査結果から変化は見られません。

今後、さらなる周知啓発を進めていかなければならないと考えております。

42ページをご覧ください。

方針1については、施策を2つ設定しており、「施策7 男女共同参画の理解と共感」ですが、【市の役割】として取り組み内容を3つ記載しております。

43ページをご覧ください。

「施策8 男女共同参画に関する情報の収集・提供」でございます。【市の役割】として、取り組み内容を2つ記載しております。

44ページをご覧ください。

「方針2 市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進」でございます。

現状と課題につきましては、令和2年度の市民意識調査によると、現在参加している地域活動などについては、趣味や学習、スポーツ活動などが28.7%で、最も高くなっております。

方針2については、施策を3つ設定しております。

46ページをご覧ください。

「施策9 地域団体・企業などと一体となった啓発の促進」でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を1つ記載しております。

47ページをご覧ください。

「施策10 地域のさまざまな活動に関する男女共同参画の促進」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

項目の③をご覧ください。

第2次プランでは、「防災と防犯活動に対する男女共同参画の促進」としての取り組みとしていましたが、第3次プランでは「防災・災害時における男女共同参画の推進」を新たに設け、取り組みを記載することとし、ここでは防犯のみで項目をあげています。

48ページをご覧ください。

「施策11 市民、団体などの地域活動に対する支援」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を3つ記載しており、女性団体に対する支援などを挙げております。

49ページをご覧ください。

「方針3 多様な選択を可能にする教育・学習の推進」でございます。

現状と課題につきましては、令和2年度の市民意識調査によると、子育てに対する考え方については、①性別にこだわらず、子どもの個性をのばすほうがよい、という回答が高く、次世代を担う子どもたちが性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方が選択できることが求められているといえます。

51ページをご覧ください。

方針3については、施策を2つ設定しており、「施策12 保育所、認定こども園、幼稚園、学校における男女共同参画意識の醸成」でございますが、【市の役割】として、取り

組み内容を6つ記載しております。

52ページをご覧ください。

「施策13 男女共同参画を進める多様な学習機会の提供」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を2つ記載しております。

以上までが、基本目標2までの説明になります。

議長

はい、説明ありがとうございます。

それではここで時間をとりまして、基本目標の1と2につきまして、委員の皆様方からご質問あるいはご意見をいただきたいと思っております。

ご質問とかご意見のある方は、遠慮なくおっしゃってください。

委員

途中までのご報告で、後から説明があるかもしれませんが、毎年策定過程を見せていただいていますと、施策がもっとたくさんあったような気がしたのですが、施策のさらに下の項目かなにかに毎年、評価と意見を入れていますよね。

施策自体がもっと数があるのか、それともこれがまた枝分かれしているのか、教えていただけますか。

事務局

まず、委員のご質問の内容につきまして、まず第2次プランと第3次プランとで大きな変更はございませんが、プランの基本目標、その次に方針、その次に施策として、項目を挙げております。

その施策の中に、それぞれの担当課での事業がございますので、その事業につきましては、プランへの掲載にはいたっておりませんが、事業数は124項目ございました。

委員

ありがとうございました。

議長

他にいかがでしょうか。

委員

全体的にみて、プランの内容と市民の皆さんの意識が、少し乖離されているのが気になります。

取り組みで掲げられた内容と現実の意識を比べると、実行出来ていない現実がたくさん見られると思うのですが。

例えば、育休等を取りやすい職場の環境づくりをしましょう、という取り組みがあっても、現実では女性が育休を取り、男性は取っていないというような状況があります。

そこら辺は非常に難しいのですが、プランを立て、意識を変えましょうと啓発し、さらにもう一つ何かプッシュがないと、なかなか実現には結びついていかないのかなあと資料を見ながらずっと感じています。

方針は重要で必要ですが、方針を立てた後、それをどう社会で生じている問題に結びつけ、育休を取る男性を増やしていくのか。

プラン全体では、男は仕事、女は家庭という意識について問題にしていますが、実際に育休を取るのは、ほとんど女性という結果が出ていたと思います。

そのあたりを、どう思われますか。

事務局

ご意見ありがとうございます。

まず、第3次プランにつきましては、後ほどご説明させていただく予定をいたしておりましたが、この第3次プランでは第2次プランではなかった、重点項目を新たにプランの中に設定し、その中で、「男性の育児休業取得への理解促進」を掲げようと考えております。

私ども門真市での令和3年度の最新状況につきましては、大阪府内33市の中では門真市の職員が最も男性の育児休業取得が高いという結果が出ております。

これはやはり男性職員の意識向上に加えて、育児休業を取得しやすい職場環境というのも少しずつですが醸成されているものと考えておりますので、このような事例を踏まえて、事業所の皆さんへも日頃の人権課題全てに関わる啓発を地道に行って参りたいと考えております。

大きなイベントなどをすることも大切なのですが、日頃の啓発活動を私たち職員に限らず、地域の中や学校へも働きかけていきたいと考えております。

委員

今おっしゃってくださったようなことが、実際に市役所で実現できているのであれば、それがどうして実現できたかという検証が大切だと思います。

どうすれば実現に繋がるかという提案や提示が必要ではないでしょうか。具体的な内容の提案があり学習できるなら、事業所も納得して取り入れやすいと思います。

意識の改革は大切ですが、その後、それを実現可能となるような提案が多分必要なのだろうとは思いますが。企業からは出てこないもので、成功している市役所の人たちの実例が、モデルケースとして役立つと期待しています。

議長

市民の意識との乖離を感じることもあると思いますが、施策の下にはいろんな担当課が事業をやりますので、その事業が乖離を埋めていくような形にしていかないと、絵に描いた餅になりますので、そこが一番大事なことなのだろうと思います。

委員

基本的なことなのですが、アンケートの結果がずっと掲載されていますが、このアンケートをどういう形でとったのかということは、どこに掲載されるのでしょうか。

事務局

このアンケートにつきましては、令和2年度に人権の計画を策定する際に男女共同参画の事業とあわせまして、同時に意識調査を行ったものでございます。

その調査結果を第3次プランに活用いたしてございまして、今後、資料編の中に入れていくように準備を進めております。

委員

わかりました。

ありがとうございます。

議長

他、いかがでしょうか。

後でまた質問とか意見を思いつかれたら、お願いします。

それでは、引き続き説明の方をお願いいたします。

事務局

続いて53ページをご覧ください。

基本目標3は、「すべての人が安心して暮らせる環境の整備」でございます。

基本目標3では、方針を4つ設定しております。

第2次プランでは「男女が」と表記しておりましたが、第3次プランでは、全ての人に向けた表現となるよう変更しております。

55ページをご覧ください。

「方針1 生涯を通じた健康支援」でございます。

現状と課題につきましては、男女ともに心身が健康で充実した生活を送るために、生涯を通じた健康管理が求められていますが、令和2年度の市民意識調査によると、女性特有の健康に関する問題に対し、男性も正しい知識を持ち、性と命を尊重する意識を高めることが求められています。

方針1については、施策を2つ設定しております。

56ページをご覧ください。

「施策14 すべての人へ向けた心身の健康に関する啓発、教育の推進」でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

57ページをご覧ください。

「施策15 生涯各期に応じた健康対策の推進」でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

58ページをご覧ください。

「方針2 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備」でございますが、現状と課題につきましては、さまざまな社会的要因によって困難な状況にある人への支援が求められています。

方針2については、施策を2つ設定しており、59ページをご覧ください。

「施策16 困難な状況に置かれた人々への課題解決のための支援強化」でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を7つ記載しております。

ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人に対する支援などを項目に挙げています。

60ページをご覧ください。

「施策17 複合的に困難な状況に置かれている人々への対策の推進」でございますが、【市の役割】として、取り組み内容を4つ記載しております。

項目の④をご覧ください。

第3次プランでは、コロナ禍におけるさまざまな困難への支援として、物資の支援や相談体制の充実を新たに項目として追加しております。

61ページをご覧ください。

「方針3 多様性の尊重と理解の促進・支援」でございます。

現状と課題につきましては、外国人登録人口が増加傾向にあり、今後、在住外国人への理解や暮らしやすい環境の整備が求められています。

方針3については、施策を2つ設定しており、62ページをご覧ください。

「施策18 性の多様性の尊重と理解促進や支援」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を2つ記載しております。

項目の①をご覧ください。第3次プランでは、性の多様性の尊重と理解促進や支援を新たに項目として設定しました。

63ページをご覧ください。

「施策19 在住外国人への理解や暮らしやすい環境づくりの整備」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を3つ記載しております。

64ページをご覧ください。

「施策20 多様な文化への理解と交流の推進」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を3つ記載しております。

65ページをご覧ください。

「方針4 防災・災害時における男女共同参画の推進」でございます。

現状と課題につきましては、災害時において、平常時の性別役割分担意識が大きく反映されることが懸念されており、日頃から男女共同参画の視点を持った取り組みが求められています。

第2次プランにおいては、「防災と防犯活動に対する男女共同参画の促進」としての取り組みとしていましたが、第3次プランでは「防災・災害時における男女共同参画の推進」を新たに設け、取り組みを記載することとしております。

東日本大震災発生後、防災・災害時における男女共同参画の推進が求められています。これを踏まえ、新たに施策としてあげております。

67ページをご覧ください。

基本目標4「あらゆる暴力の根絶と被害者支援」でございます。

基本目標4では、方針を3つ設定しております。

第2次プランでは、基本目標1の方針3で設定しておりましたが、昨今のDV防止法の度重なる改正により、重視する必要があることから、本市の第3次プランでは、基本目標に変更しております。

また、第2次プランでは、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」として掲げておりましたが、第3次プランでは、性別を限定せず、あらゆる暴力の根絶ととらえ表記いたしております。

68ページをご覧ください。

「方針1 あらゆる暴力の根絶の推進」でございます。

現状と課題につきましては、令和2年度の市民意識調査によると、DVの経験や見聞きしたことがあるについて、直接自分が暴力を受けたことがある、身近に暴力を受けた当事者がいるとの回答が出ています。

70ページをご覧ください。

DVの内容を見ると、大声で怒鳴られるが最も高く、身の危険を感じるくらいの暴力を受けるといった回答が出ています。

71ページをご覧ください。

方針1については、施策を1つ設定しております。

「施策22 暴力を許さない社会づくりのための推進と啓発」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を9個記載しております。

73ページをご覧ください。

「方針2 相談体制の充実」でございます。

現状と課題につきましては、DVを受けた後の相談先として、どこにも相談しなかったとの回答が最も多く、相談しなかった理由として、相談しても無駄だと思った、自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけるといったなどの結果が出ています。

誰もが安心して相談できる相談機能の充実等が求められています。

75ページをご覧ください。

方針2については、施策を1つ設定しております。

「施策23 安心できる相談体制の充実と連携体制の構築」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を5つ記載しております。

76ページをご覧ください。

「方針3 被害者へ支援体制の充実」でございます。

現状と課題につきましては、市民意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、職場において差別処遇を受けること、DV、セクハラを受けるなどの結果が出ており、相談機能の充実などが課題といえます。

77ページをご覧ください。

方針3については、施策を1つ設定しております。

「施策24 被害者の安全確保と支援体制の充実」でございます。

【市の役割】として、取り組み内容を5つ記載しております。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法において、「当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。」とあり、このことから第2次プランにおいても掲げており、また、昨今のDV防止法の度重なる改正や認知度数の増加を重く受け止め、第3次プランにおいても同様に継承してまいりたいと考えております。

続いて78ページをご覧ください。

3-3 プランの推進のうち、

(1) プランの重点項目でございます。

新たに、第3次プランにおいては、特に重点的に取り組む項目を重点項目として掲げております。

1は、審議会や管理職への女性登用

2は、女性の就労や活躍機会への支援

3は、男性の育児休業取得への理解・促進

79ページをご覧ください。

4は、市民への男女共同参画の啓発

5は、性の多様性の尊重

6は、暴力の根絶と被害者支援

としております。

重点項目については、この6項目を検討しているところであります。

3つめの男性の育児休業取得への理解・促進については、ワーキンググループ会議でいただいた案でございます。

80ページをご覧ください。

(2) プランの管理手法 といたしまして、施策の実施状況を点検し、施策の進行管理に努めてまいります。

81ページをご覧ください。

最後に(3) プランの推進体制 といたしまして、①庁内の推進体制の充実、②国や大阪府等との連携推進、③市民、事業者などとの協働による推進等を記載しております。

説明につきましては、以上でございます。

議長

説明ありがとうございました。

それでは先ほどと同じように基本目標の3と4、それから、プランの推進のところですが、何かご意見やご質問がありましたらよろしくをお願いします。

委員

基本目標3、4あたりを毎年評価させていただいているので、今の基本目標3、4のところを興味深く聞いていました。

たしか当初のご説明のときに、男女共同参画というか、例えば、基本目標3の表現も「男女」ではなく「すべての」に変更されたと。

基本目標4では「女性」ではなく「あらゆる」に変更されたことについて、意見が出て検討された上でこうなったというふうに聞こえたのですが。

何を言いたいのかというと、特に基本目標3のところで行くと、男女共同参画の計画と外国人の方の人権というのが、どう関わってくるのか今ひとつ評価していてよく分からないところがあります。

「すべての人が」とありますが、それがなぜ男女共同参画の分野から施策に当たってくるのかが、今ひとつ分かりにくい項目が何個かあるのかなと、評価をしながら毎年思っていました。

やめてほしいという意味ではなく、例えば健康支援といたら、これは男女共同参画というと、すべての人のことですね。

でも、よく見たら施策15の市の役割で妊娠や出産、乳幼児期、成人・高齢期健康づくりといった項目を拝見すると、たしかにこれらは男性の方はほとんど知らないんです。

妊娠や出産に関して男性は知識がなくて、どんなことに気を配らないといけないのかとか、乳幼児なんかは何か特にそうですし、高齢者についても介護の事を考えると、私の家でも自分の母は妻が見ているからよく知らないといった感じです。

そういったところがあって、各項目で見たら男女共同参画が関わっていることがよく

分かる項目になっているのですが、そうでない項目もあつたりしたとき、男女共同参画だからこそ実施するんだといった施策の立て方や説明の仕方はあってもいいのではないかと思ったので、どんな意見が出ていたのかお聞きしたかった。

それが「あらゆる」とか「すべての」に繋がったのかなというように思ったので、何かご検討されたことがあれば教えていただけたらと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。

まず第2次プランから第3次プラン策定にいたる、この11年間の中で大きな変化がありました。

第2次プランにおきましては、「男女」というのが前面に出た計画だったと考えられます。

しかし、昨今の状況を見ますと、関係機関の資料や他市の男女共同参画プランでは、男女共同参画プランという言葉が前面に出さずに、サブタイトルのような形で出しているという形が見受けられます。

これは多様な性のあり方やトランスジェンダーの方もいらっしゃいますので、男女という言葉はサブタイトルに持ってくる方がいいのではないかというご意見をワーキンググループや幹事会等の中でいただいております。その点を踏まえて、他市の状況を見ると、条例では男女共同参画を謳っておりますが、プランの前面には男女共同参画という言葉は、サブタイトルのような形でついていて、前面には男女の枠にとらわれずに、全てのあらゆる人たちへ向けて、いろんな啓発等を進めていく方がいいのではないかというご意見をいただいております。

そしてまた、外国人の男女共同参画の視点という項目もあるのですが、最近の状況を見ますと、外国人の方をいわゆる弱者という考え方で見る方もいれば、外国人の方も市民の皆さんと一緒に防災のリーダーになっていこうというような動きも、他市の状況で見られます。

常に弱者という捉え方ではなく、一緒に頑張っていくという人もいらっしゃいます。

言語の壁によって、避難所で女性の権利を受けられずにつらい思いをしているという

ような情報もあり、そこは男女共同参画の視点がとても求められているところでもあります。

私どももプランを作るにあたって、前面に男女共同参画という言葉を出すか、それとも、あらゆる人権に配慮したプランにするかというのは、正直いろいろ迷ったところもございました。

委員

確認なのですが、62ページにLGBTと記載がありますが、最近ではLGBTQという表現が多く見られます。門真市ではどのようにお考えでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたLGBTの表記で、最近ではQ+という表現が出てきておりますが、次期プラン策定の10年後のことも踏まえて、この表現をそのまま使うか、今後もう少し違う表現をするのかは、事務局で検討させていただきたいと考えております。

委員

多様な性の人たちが相談しやすいような相談体制を、とっていただいたら嬉しいです。

多様な性の人たちは、社会的にも様々な問題を抱えておられます。自分を理解されにくい所では、価値観のズレ自体が大変しんどいことなので、本来の相談までいかないという話を聞くことが多いです。

自分たちが安心して相談できる場への相談が、集中する傾向にあります。多様な性の人からの相談がほとんどない場合に、受容があまりないのかということではなく、相談できる場所が非常に限られてしまうのが現状だということです。

門真市では様々な人たちが安心して相談できるように、取り組んでいただきたいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。

今、いただきました内容を踏まえまして、門真市におきましても、安心できる相談体制等の充実は常日頃、私どもも考えておりますので今後も努めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

議長

他、いかがでしょうか。

委員

細かい点で申し訳ないのですが、78ページの重点項目1で「審議会や管理職への女性登用」というところで、女性の委員の比率目標を40%と書いていただいているのですが、これはどこの根拠でこの目標値にされたのでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。

まずこの40%といたしましたのは、事務局の方で暫定的に入れたということがあるのですが、過去の平成14年度の第1次プラン、そして平成23年度の第2次プラン策定におきまして、少しずつですが、10%ずつ上がってきております。

第2次プランから第3次プランにおきましても10%上がっているということであれば、今の時点で30%になっておりますので、私どもの方では、できれば半数に近づけたいと考えておりまして、10%ずつかなというのが今の心境です。

今後また事務局の方でも目標値を精査して、皆様のご意見をいただければと思っております。

委員

ありがとうございます。

議長

他、いかがでしょうか。

私の方からですが、20ページと21ページの施策体系図の黄色の白抜き文字がすごく見にくいので何とかしていただきたいと思います。

あと、今日いただいている資料と目次内容が合致していませんが、最終的には目次のように統一するということですね。

事務局

はい、そうです。

議長

他はいかがですか。

委員

今日初めて出席して、資料を見せてもらって、よくまとまっていないのですが、ちょっとお聞きしたいです。

59ページの表の①がひとり親家庭に対する支援の項目なのですが、たしかに10年20年前までは、給付などの形が主な支援の形だったと思うのですが、とにかく今、お母さんたち、お父さんたちも両方、母子家庭、父子家庭に関わらず働いているような状況になっているので自立支援を計画的に進めますというのは、その通りだと思いますが、具体的に言うと分かりませんが、言葉としてこれだけでいいのかなというように感じました。

どうしたらいいか私ではわからないのですが、ちょっと簡単すぎるなと思いました。

続きまして60ページ。

複合的に困難な状況に置かれている人々へということは、例えば①でしたら、ひとり親であり、女性であるということが複合的に困難という意味なのでしょうか。

各項目を見ていたら、女性のことに関しての項目が多いのですが、様々な困難を抱えている人というくくりでは男性・女性という捉え方をしないような気がするのですが、ここでは女性のことが書かれていて、それはどういうことなのかと疑問に感じました。

事務局

ご意見ありがとうございます。

まず第2次プランでは、この複合的に困難な状況というのは、女性という視点を中心にやっけてまいりました。

この11年間でやはり女性ということだけではなくて、ひとり親家庭の父親の方もいらっしゃるの、そこでできるだけ男性・女性というくくりをもう少し外していこうという考え方もありますし、収入面では男性より女性の賃金が低いという現実もあり、しんどい状況に置かれている女性もおられるというところで、ひとり親家庭の母という表記も入れております。

そして、特にここでは障がいがある女性や外国籍の女性が働きにくい、賃金が低いという状況もありますので、取り組み内容としては女性の視点を入れております。

議長

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局の方で今回いただいた意見を参考に素案の加筆修正等をお願いいたします。

委員の皆様からのご質問等がないようですので、今後について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

はい、今後についてご説明いたします。

本日頂きましたご意見を参考に素案の加筆修正を行い、次回審議会にて再度ご意見を伺う予定としております。

以上です。

議長

最後になりますけども、何かご質問等ございませんでしょうか。

ないようであれば「議事 その他について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい、その他についてご説明いたします。

次回の門真市男女共同参画審議会は、現在、12月26日（月）を予定しております。時間等が決まりましたら、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほども申し上げましたが、本審議会でご頂いたご意見を参考に第3次プランの素案の加筆修正を行い、次回の審議会におきまして、その内容についてご意見を頂く予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

これを持ちまして、審議を終了いたします。

円滑な議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

これで、議長の任を終わらせていただきます。

あとは、事務局の方でよろしくお願い致します。

事務局

皆様、大変お疲れ様でした。

以上を持ちまして、令和4年度第3回門真市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

第2次の男女共同参画プランの冊子につきましては、申し訳ありませんが、そのまま座席の方に置いといていただきますようお願いいたします。